

区のお知らせ

東京都港区役所

企画室広報係

東京都港区芝公園第6号地
電話(432)4151番

機構改革特集号



電子計算機を導入して事務の機械化をはかっています。

身近かな事務は区役所で受付

母子手帳は区役所で受付

「地方自治法」が昨年六月に改正され、この四月から施行されました。この法律は東京都が行なつたいた事務事業の一部を区に移すことを内容としたもので、区の事務事業も大幅に増加し、一般の市と同じ事務内容となつてきました。

福祉事務所の設置、管理

要保護者の援助、育成または更生の措置その他社会福祉を行なう港福祉事務所が区の事務所となりました。

宿泊所の設置、管理

生活保護法の保護を必要とした生徒宿の運営を委託しました。

生活館の設置、管理

生活困っている人に対する施設相談、老人クラブ、内職あつせんなどの事業を行なうなどです。現在、区にはあります。

生活保護に関する仕事

生活困っている人に対する施設相談、老人クラブ、内職あつせんなどの事業を行なうなどです。現在、区にはあります。

身体障害者の福祉に関する事務

更生医療の給付、義足など補装具の支給、身体障害者の更生援助施設への収容などの仕事も区の事務となります。

母子福祉に関する事務

母子寮や保育所への入所を世話をしたり、児童の学習、レクリエーションのための児童館設置の仕事ですが、現在、区にはあります。

区民福祉の向上に努力

港区長 小田清一

今回区民のみなさんの日常生活に関連する深い事務事業が東京都から区に移つてしましました。

これは、特別区の長年の要望である自治権の拡充、強化の第一段階で、昨年六月の国会で決まりました。地方自治法の一部改正によってもなっています。

港区は数年前から研究してきました。区の仕事の能率化と合理化の実現をもとに区の機関を大幅に

変更しました。

これまでのところ、区の行政も新らな局面を迎えてみなりました。今後も、みなさんの声を区政に大きく反映させ、区民福祉の向上と住民サービスをモットーに努力してまいりたいと考えています。

教育関係事務

青少年委員の設置、社会教育指導員の設置、科学教育センターの設置、管理が区の教育委員会の所管となり、地域にあった教育が行なわれます。

屋外広告物の許可及び違反是正措

置電飾アーチ、アーチ、装飾路灯、店頭装飾などの許可と違反の是正措置の仕事も区の仕事となります。

土地区画整理、市街地改造、都市計画事業は現在、港区で行なうものはありませんが、将来行なうことになります。

し、保健所に委託して行ないます。

寄生虫病予防に関する事務

寮生虫病(十二指腸虫病、回虫病など)の予防上必要な保健診断を行なつたり、検便などを行ないます。

公園に関する仕事

都市計画上重要な公園、文化財指定の庭園又はこれに準ずるような保存価値の高い公園、都が管理しなければ維持困難な特殊な公園などを除いて、都立の公園が区に移されます。港区では一つ木公園、檜町公園が区立となります。

道路に関する仕事

主要地方道の指定を受けている路線、都市計画上重要な幹線道路などを除いて、港区では六十路線四十四キロメートルが区

防災建築街区造成事業の施行並びに防災建築街区造成組合等に対する指導助成

火災等から町を守るために耐火建築物で立体化したりする仕事です。

道路に関する仕事

路線、都市計画上重要な幹線道路などを除いて、港区では六十路線四十四キロメートルが区

防災建築街区造成事業の施行並びに防災建築街区造成組合等に対する指導助成

火災等から町を守るために耐火建築物で立体化したりする仕事です。

建築基準行政に関する事務

建築物(特殊建築物を除く)の許認可、検査や取り締まり、定期検査などを行ないます。

道路に関する仕事

主要地方道の指定を受けている路線、都市計画上重要な幹線道路などを除いて、港区では六十路線四十四キロメートルが区

防災建築街区造成事業の施行並びに防災建築街区造成組合等に対する指導助成

火災等から町を守るために耐火建築物で立体化したりする仕事です。

道路に関する仕事

路線、都市計画上重要な幹線道路などを除いて、港区では六十路線四十四キロメートルが区

防災建築街区造成事業の施行並びに防災建築街区造成組合等に対する指導助成

火災等から町を守るために耐火建築物で立体化したりする仕事です。

新機構組織

責任と権限を明確化 管理部門と実施部門を分離

港区では、都から区への事務移管とともに、区の組織を改めて総務部、区民部、厚生部、建設部の四部制とし、区政の総合的調査、企画等相当する企画室が設置されました。

この組織改正では、福祉事務所の事務の全部と保健所の事務の一部が移されるのを機会に全面的に改正されたものです。

福社事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

港区のあたらしい組織

国民健康保険課

国民健康保険事業の企画調査、普及宣伝、国民年金の企画調査、普及宣伝、保健指導、保険給付等の業務を扱います。

建築等課

建築物等の許可および確認申請、中高層建築物の融資相談および確認申請、建築物・工作物等の構造指導、工場の認可、建築用地下水の規制、許可届出審査、工事現場の危害防止、違法建築物の調査、是正措置等を扱います。

企画室

の維持・修繕、新設工事、私道整備工事、不法占用物件の撤去、道路清掃、災害復旧および防災工事等の土木工事を扱います。

企画室

の維持・修繕、新設工事、私道整備工事、不法占用物件の撤去、道路清掃、災害復旧および防災工事等の土木工事を扱います。

管理部門と実施部門を分離

この組織改正では、福社事務所の事務の全部と保健所の事務の一部が移されるのを機会に全面的に改正されたものです。

福社事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

新機構組織

管理部門と実施部門を分離

この組織改正では、福社事務所の事務の全部と保健所の事務の一部が移されるのを機会に全面的に改正されたものです。

福社事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。

福祉事務所
扶助費、措置費、厚生施設の運営、老人相談、身体障害者・精神薄弱者、老人福祉についての技術的指導、助言、計画や生活保護、児童福祉についての仕事を扱います。